

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌 三 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内

全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次

2025 年度 産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書

いま、私たち港湾労働者は、物価高騰による生活苦はもとより、職場においても人員不足と港湾特有の波動性への対応で長時間・過密労働を強いられ、世間並みの休日取得さえ困難な状況におかれ、くらしでも仕事でも苦難を余儀なくされています。

港湾労働の置かれた現況を放置すれば、人員不足はより一層深刻化することを深く憂慮するものです。いまこそ、大幅賃上げと労働時間短縮のための休日・休暇の拡充、時間外労働を余儀なくされた場合の労働条件の改善や福利厚生などの改善など総合的な施策を講じることにより、労使が魅力ある港湾労働の確立へと大胆に踏み出す時でもあります。

以上をふまえ、下記の通り 25 年度の産別労働条件及び産別協定の改定を要求します。港湾運送事業団体としての社会的責任の自覚のもとに誠意ある回答を強く求めるものです。

記

1. 大幅賃上げ、産別制度賃金の引き上げについて

- (1) 人員確保・港運産業の魅力向上を目指すために、各単組・職場で要求する、所定内賃金を 10%以上(或いは 30,000 円以上)引き上げること。並びに、初任給(18 歳水準)を 220,000 円とすることについて、日港協として会員各社がこれに誠意をもって回答するよう指導すること。
- (2) 産別制度賃金の引き上げについて
 - ① 産別最低賃金(18 歳)を、220,000 円(日額 9,565 円、時給 1,366 円/23 日稼働・7 時間労働)に引き上げること。
 - ② あるべき賃金は、別紙の通り改定すること。
 - ③ 基準賃金を全港・全職種適用とし、(40 歳水準)404,200 円に引き上げること。

- ④ 検数・検定労働者の標準者賃金は、277,200円(35歳・有資格者)に改定(現行協定の10%引き上げ)し、これに到達すること。この賃金は、基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会の合意内容とし、この水準の見直しを検数・検定部会で協議すること。

2. 労働時間短縮と時間外労働の規制について

- (1) 「5.9 協定(産別協定第29条)/91年5月9日付」を以下の通り改訂すること。
- ① 同協定第1項の適用を全港・全職種と改定すること。
 - ② 同協定第1項(1)～(3)を削除し「全土曜日を休日とする」と改定すること。
 - ③ 同協定第2項、及び第3項を削除すること。
 - ④ 上記①～③の措置により、産別協定第28条を「休日は、日曜・土曜並びに…」と改定し、時間外基礎分母は労基法に準じ143時間とすること。
- (2) 年末年始休日において、ライフライン関連や緊急対応をせざるを得ない作業に係る賃金・労働条件について、「休日出勤+割増賃金+代休+精励金で仕上がり500%」とすること。
- (3) 産別統一の時間外割増率として以下の通り設定すること。
- | | | | | |
|-------|---|---------|---------|---------|
| 平日 | = | — | 深夜：150% | 深夜：200% |
| 土曜・休日 | = | 昼間：150% | 深夜：200% | 深夜：250% |
| 日曜・祝日 | = | 昼間：150% | 深夜：200% | 深夜：250% |

3. 港湾労働保障基金制度の拡充について

- (1) 港湾福利分担金(5円/t：ユーザー4円・元請1円)のユーザー負担を1円引き上げ、合計6円/tとし、福利厚生協会に雇用された労働者の労働環境整備とともに、港湾労働者の福利厚生施設などの拡充に資すること。
- (2) 港湾労働法関係付加金を0.5円引き上げ2円/tとし、労働安定基金を0.5円引き上げ4円/tとし、次の港湾労働者の保障基金に資すること。
- ① 生活補償基金を拡充し港湾労働者保障基金制度(転職資金・生活助成金制度)を、その目的を「港運事業者の責によらない事業の縮小を余儀なくされた場合の労働者への保障」とし、この制度の凍結を解除すること。
その用途・目的は、石炭荷役の課題や政策的フィーダー網整備による事業の圧迫、バルク戦略港湾政策による港湾の整理淘汰など、体制的「合理化」への補償のための制度として運用すること。
 - ② 港湾労働者年金を、25万円から30万円に戻すこと。

4. 安定的雇用の確保、政府施策等による港湾への諸「合理化」への対応について

- (1) 関連職種の産別協定履行(週休二日制、時間外分母短縮、65歳定年制)について、地区労使の協力を得て、元請事業者も含めた縦割りでの取り組みを促進すること。
また、同事業分野の事前協議体制への明記は、引き続き中央・地区と連携して協議を進めること。
- (2) 65歳定年制(逡減なし)の実施について、各職種・単組の取り組みを支援し、2025年実施の協定を履行・実施すること。
- (3) 石炭火力関係連絡会議を軸に、石炭荷役に係る「事業継続・雇用保障・生活補償」について具体的な解決に労使共同で対応すること。
- (4) 拠点港と地方港のフィーダー網の推進に関する、料金問題をはじめとした、事業基盤も揺るがす課題について、労使共通の課題として取り組むこと。

5. 継続課題について

以下の継続課題について、中央港湾団交と並行して当該委員会などで協議を進め、合意事項について中央港湾団交で確認し、25春闘協定に反映させること。

- (1) 以下の委員会と各々の課題を促進させること
 - ① 産別協定の編纂作業
 - ② 人員不足対策委員会の答申(案)の策定と、労使政策委員会への答申
 - ③ 適正料金の収受、認可料金制度の復活を目指す、料金 P/T の取り組み促進
- (2) 職場・職種に係る諸課題について
 - ① 指定事業体で検査業務にかかわってきた労働者を本体に採用することについて具体化を図ること(24春闘協定履行)。
 - ② 指定事業体から本体に採用された労働者の年金適用について、検査部会で、その手順を具体化すること。
 - ③ 標準者賃金の適用要件を「年齢 35 歳・有資格者」と改定するよう検査部会で検討し、協定の改定を行うこと。
- (3) 職域・業域の確保と拡大について
 - ① 港湾労働法の全港・全職種適用について、港労法適用問題労使検討委員会において、全職種適用(全港適用は 18 年に確認)の検討を進め、諸課題を整理したうえで、厚労省も招請して、適用への諸課題について検討を進めること。
 - ② 港湾倉庫・物流施設における職域確保・拡大に関して、労使政策委員会で具体的な調査を進める手順を確認すること。

(4) 安心・安全・港湾労働者の命と健康を守る取り組み

- ① フルハーネス・熱中症対策、ワイヤーの切断事故防止やヤシ殻荷役の安全確保策は、専門委員会の協議のテンポを早めていくこと。
- ② 電離放射線健康診断の実施状況と結果の検証を行うとともに、2012年8月以降に放射線検査に従事した労働者の検診を継続すること。なお、中古自動車(建機)の荷役に従事した労働者の健康診断の実施も検討すること。
- ③ 労災補償の制度確立に向けて、WGでの検証を進めていくこと。

(5) 特定利用港湾の課題について、問題意識を共有するために「労使の検討・学習会」の開催を具体化し、労使の共通認識を深めること

以 上

<添付> 25春闘「あるべき賃金」要求(案)